

告示

埼玉県告示第千二百五十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

借借権の設定等を受ける者		借借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
アグリグリーン株式会社	埼玉県久喜市菖蒲町小林三千四百十一番地一	埼玉県鴻巣市赤城字大和田九百一番ほか七十一筆	七一、八七五
寺山 将之	埼玉県鴻巣市鎌塚八百八十九番地	埼玉県鴻巣市鎌塚字西裏七百七十二番一ほか九筆	八、六〇四
浅野 勝市	埼玉県加須市駒場五番地	埼玉県加須市駒場字駒場百八十三番ほか十二筆	一二、〇五四
江田 勝義	埼玉県加須市伊賀袋二十二番地	埼玉県加須市伊賀袋字芝原五百九十六番一ほか三十筆	二三、七一一
江田 繁章	埼玉県加須市伊賀袋二十一番地	埼玉県加須市伊賀袋字芝原六百四番一ほか三十三筆	二四、七四四
江田 章司	埼玉県加須市伊賀袋二番地	埼玉県加須市伊賀袋字芝原五百二十二番二ほか二十筆	一七、〇三三
江田 勉	埼玉県加須市伊賀袋七番地	埼玉県加須市伊賀袋字芝原六百一番三ほか十九筆	一七、〇〇八

高橋 秀一	高橋 邦夫	鈴木 豊茂	下岡 隆治	下岡 雅英	下岡 政男	下岡 敏郎	小林 隆雄	小倉 和夫	大谷 寿男	江田 宏	江田 敏夫
埼玉県加須市駒場 四百六十四番地	埼玉県加須市駒場 四百九十一番地一	埼玉県加須市駒場 百九十番地	埼玉県加須市伊賀 袋四十六番地	埼玉県加須市伊賀 袋五百三十一番地	埼玉県加須市伊賀 袋十四番地	埼玉県加須市伊賀 袋三十二番地	埼玉県加須市伊賀 袋十三番地	埼玉県加須市栄二 千四百二十番地	埼玉県加須市栄二 千百十二番地	埼玉県加須市伊賀 袋四番地	埼玉県加須市伊賀 袋十二番地
埼玉県加須市駒場 字駒場十七番一ほか 十二筆	埼玉県加須市駒場 字三軒五百二番二 ほか五筆	埼玉県加須市駒場 字駒場百四十九番 ほか二十六筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百七十 五番ほか三十八筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百三十 八番ほか二十筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百七十 番ほか十四筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百三十 九番一ほか五筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百二十 八番一ほか二十八 筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千八百六十 八番一ほか百四十 二筆	埼玉県加須市飯積 字火打沼二千百九 番一ほか百十七筆	埼玉県加須市伊賀 袋字下窪六百八十 番一ほか六十二筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百三十 二番一ほか二十五 筆
一三、三一二	七、四六五	二四、二九三	三六、〇六八	一五、三七九	一一、一八六	四、四五四	二五、四六〇	一三二、八五三	一三七、六一五	四八、八九四	二一、〇九八

高橋 利充	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地	埼玉県加須市駒場 字駒場十六番四ほ か三十二筆	三一、一九八
高橋 雅一	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地三	埼玉県加須市駒場 字駒場二十四番ほ か百二十二筆	一〇八、一八三
野澤 保雄	埼玉県加須市本郷 千二百七十五番地	埼玉県加須市伊賀 袋字立崎四百番一 ほか五筆	五、四八四
萩原 浩	埼玉県加須市栄二 千四百八十八番地	埼玉県加須市飯積 字三軒千八百三十 一番二ほか九十一 筆	一三〇、三九五
水野 則男	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地	埼玉県加須市駒場 字駒場百三十三番 ほか三十筆	二八、五八一
山崎 進也	埼玉県加須市駒場 四十八番地	埼玉県加須市駒場 字駒場四十三番一 ほか十五筆	一五、八四一
横山 嵩	埼玉県加須市伊賀 袋三百九十二番地 十	埼玉県加須市伊賀 袋字立崎三百九十 六番四ほか五筆	六、七六七
渡辺 弘	埼玉県加須市駒場 二十番地二	埼玉県加須市駒場 字駒場二百五番ほ か四筆	四、九九〇

二 申請年月日

平成二十七年十月十六日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十七年十月三十日から平成二十七年十一月十三日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課